

第 2 回 江田島市教育委員会（定例会）会議録

平成 23 年 2 月 22 日（火）午前 9 時 30 分

江田島市教育委員会会議室に招集した。

－ 開会 午前 9 時 30 分 －

出席委員

委員 長	大石 君枝
教 育 長	万治 功
委員長職務代理者	木葉 登喜夫
委 員	平上 博文
委 員	坪木 一恵

事務局の出席

教育次長	重川 忠道
学校教育課長	御堂岡 健
学校給食共同調理場 総括場長	浜家 高栄
生涯学習課長	宇根 英治
図書館長	横手 乃文

今回の署名

委員 長	大石 君枝
委 員	木葉 登喜夫

今回の書記

主任主査兼係長	土手 千恵美
---------	--------

議事日程

- 日程第 1 教育長報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指名
- 日程第 3 議案第 2 号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 3 号 江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱案について
- 日程第 5 議案第 4 号 江田島市体育指導委員の委嘱について
- その他

重川次長 開会に先立ち互礼を行います。ご起立をお願いします。「礼」ご着席をお願いします。

大石委員長 みなさん、おはようございます。それでは、本日の出席委員は5名で、ございますので定足数に達しております。ただ今から定例会 第2回を開催いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(なし)

大石委員長 それでは、**日程第1**「教育長報告」を行います。教育長から、報告事項がありますので、これを許します。万治教育長。

万治教育長 おはようございます。それでは、教育長報告をさせていただきます。2枚目をお開きください。(省略)

大石委員長 ありがとうございます。以上で教育長の報告を終わります。ただいまの報告についての質問等は日程終了後、その他でお願いします。**日程第2**、会議録署名委員は、会議規則第17条の規定によりあらかじめ署名委員の順番を決めていますので、委員長において木葉委員さんを指名いたしますよろしくお願いします。

それでは、**日程第3 議案第2号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案**について事務局から説明をお願いします。

万治教育長 失礼いたします。**議案第2号江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案**についてで、ございます。

平成24年4月1日で、江田島幼稚園を閉園することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものでございます。詳しくは次長の方から説明をいたします。

重川次長 はい、ただいま議案となっております**議案第2号**につきましては、江田島幼稚園を閉園することに伴い江田島市立学校設置条例の一部を改正及び、廃止するものであります。6ページをお開きください「江田島市立学校設置条例の一部を改正する等の条例案新旧対照表」でございます。

右が現行、左が改正案です。

江田島市立学校設置条例の第1条設置については「小学校、中学校及び幼稚園」を幼稚園の字句を削り「及び中学校」に改めます。

幼稚園の名称及び位置の第4条を削り、別表第3も削ります。

附則といたしましてこの条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

附則第2項として、江田島市立幼稚園保育料徴収条例（平成16年江田島市条例第73号）は、廃止する規定です。

附則第3項として、江田島市立幼稚園保育料徴収条例の施行日前日までになされた処分、手続その他の行為は、効力を有するという（経過措置）の規定です。

附則第4項として、江田島市職員定数条例の一部改正です。職員の定数を規定した第2条第8号中「53人」を「49人」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カをオとするものです。

附則第5項として、江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

別表（第2条関係）中「保育園・幼稚園嘱託医」を「保育園嘱託医」に、「保育園・幼稚園歯科医」を「保育園歯科医」に、「学校・幼稚園薬剤師」を「学校薬剤師」に改めるものです。

附則第6項として、江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部改正です。江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員についての規定の改正です。第5条第1項第4号中「市立幼稚園長・保育園長」を「保育園長」に、同項第6号中「市立幼稚園・保育園保護者代表」を「保育園保護者代表」に改めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

大石 皆様 お聞きのとおりでございますが、ただいまの説明に対して、ご
委員長 質問又はご意見はございませんか。

木葉 幼稚園の入園等について、保護者の混乱はありませんか
委員

御堂岡 失礼します。その件につきましては、周知徹底に努めており、現在大
課長 きな混乱はありません。

大石 ありがとうございます。その他、質問又はご意見はございませんか。
委員長 (な し)

それでは本件の審議を終わります。採決に移ります。原案に対するご異議はありますか。

全 員 (異議なし)

大石 委員長 全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

それでは、**日程第4 議案第3号**「江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱案について」を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

万治 教育長 失礼します。8ページをお開きください、議案第3号「江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱案について」の提案理由のご説明をいたします。行財政改革の推進のために定められた使用料・手数料見直しの基本方針に基づいた使用料の減免基準見直しにより、江田島市として統一した判断基準で対応するために制定する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。内容につきましては教育次長をして説明させます。

重川 次長 9ページをお開きください。ただいま議題となっております議案第3号「江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱案について」の内容についてご説明いたします。本件につきましては、当初平成22年10月1日からの実施予定で平成22年3月15日議案第11号で提出いたしました。しかし、実施にあたり再度内容精査し、平成23年4月1日実施となり、平成22年9月21日議案第23号で廃止の上程をした経緯があります。提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりです。使用料の減免基準見直しに係る統一した判断基準を行うため、市の教育施設使用料の減免について要綱を制定し、市民への周知のための告示するものです。

第1条は、趣旨について規定しています。使用料の減免等の円滑運用について必要事項を定めると規定しています。

第2条については、対象施設について規定しています。

1号については、13の小中学校屋内運動場・照明施設・7の学校プール

2号については、11の公民館

3号については、教育施設の楠田会館・融光会館

4号については、大柿自然環境体験学習交流館

5号については、体育施設である大原プール・6つの体育館・武道館

6号については、江田島市スポーツセンター

第3条については、減免基準について規定しています。11.12ページをご覧ください。別表（第3条関係）についてご説明します。1項に全額免除する場合とし、（1）市主催、（2）利用者半数以上が児童・障害者・高齢者、（3）市の政策に沿った事業、（4）利用目的が市民の福祉

向上に寄与し、市が認めたもの、(5)市内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校の授業の一環としての利用、(6)国や他の地方公共団体が市民の福祉向上のための利用と規定されています。2項には50%減免を適用する場合とし、(1)市が共催(2)非営利団体が、市民活動を活発にする企画・実施するための利用(3)市及び教育委員会が主催講座の終了者が自主グループ活動を継続・発展させいくための利用(4)身体障害・知的障害・精神障害者による福祉団体・保護者団体の利用について、規定されています。9ページをご覧ください。附則第1項は、施行期日と、いたしまして平成23年4月1日から施行いたします。附則第2項は、経過措置といたしまして、この要綱の施行日以前まで使用料の減免していた利用者等のうち、この要綱の施行により使用料が増額となる利用者等については、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、施行日以後の使用料を半額とすると、規定しています。以上で説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

大石
委員長

ただいまの説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。

(なし)

私のほうから一つ質問したいのですが、11ページの2項に50%減免を適用する場合とし、(2)非営利団体が、市民活動を活発にする企画・実施するための利用で「講座、講習会、発表会、展示会、スポーツ・レクリエーション大会」とありますが、発表会とはどういったものでしょうか。

宇根
課長

失礼します、基本的には公民館活動で日頃おこなっていることの発表会です。たとえば、ダンス等日頃の練習を住民の方に見て、楽しんでいただく、そういった発表会を減免対象といたします。申請段階で詳しくお聞きして判断します。

ありがとうございました。その他、質問又はご意見はございませんか。

(なし)

それでは本件の審議を終わります。採決に移ります。原案に対するご異議はありますか。

全員
大石
委員長

(異議なし)

全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

では、**日程第5** 議案第4号「江田島市体育指導員の委嘱について」を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

万 治 1 3 ページをお開きください。議案第 4 号「江田島市体育指導員の委
教育長 嘱について」の提案理由のご説明をいたします。平成 23 年 2 月 28 日
任期満了により、新たに体育指導員を委嘱する必要があるため、江田島
市教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第
2 条第 8 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては教育次長をして説明させます。

重 川 ただいま議題となっております議案第 4 号「江田島市体育指導員の委
次 長 嘱について」の内容についてご説明いたします。14 ページをお開きく
ださい。本件は、江田島市体育指導員の任期が平成 23 年 2 月 28 日任
期満了となるため、表に記載された 23 名の氏名の方々に對して新たに
江田島市体育指導員を委嘱するものです。任期は平成 23 年 3 月 1 日か
ら平成 25 年 2 月 28 日の 2 年間です。23 名中 7 名の方が今回新しく
委嘱させていただく方々です、備考欄に「新任」と記入しております。
参考に 15 ページに江田島市体育指導員に関する規則、16 ページに江
田島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
抜粋を添付していますので、後ほどご覧ください。以上で説明を終わ
ります。ご審議をよろしくお願いいたします。

大 石 ただいまの説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。

委員長
木 葉 皆さん大体スポーツをやっておられる方のように、委嘱にあたり
委員 何か決まりがありますか。

万 治 失礼します。スポーツ振興法に基づき委員を委嘱するわけですが、同法
教育長 では「社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、熱
意と能力を持つ者」となっております。スポーツ経験者とは限られて
はいません。23 名の体育指導委員の方には市民のスポーツ振興のため
ご尽力いただきたいと思っております。

大 石 ありがとうございます。その他、質問又はご意見はございませんか。
委員長 (な し)

それでは本件の審議を終わります。採決に移ります。原案に対するご
異議はありませんか。

全 員 (異議なし)

大 石 全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されまし
委員長 た。

これより、その他に入ります、何かございますか。

平 上
委 員
御堂岡
課 長

学校建設経過についての報告をお願いします。

失礼して、ご説明します。柿浦小学校屋内運動場につきましては、2月28日までが工期となっておりますが予定通り進んでおります。内容は、鉄骨ブレイス（×型）による耐震補強及び、大規模改修（屋根かぶせ、外壁全面、アルミサッシ）、外構（便所外壁、正門）です。

大柿中学校南校舎については、スリット新設による耐震補強及び大規模改修で外壁、屋上防水、教室、特別室、便所、手洗、E Vでございます3月14日までが工期となっておりますが予定通り進んでおり、

2月17日に仮設校舎から、改修校舎へ移転し生徒は新しい校舎で勉強しております。今後は仮設校舎の解体、外構工事へととなります。外構は放送設備、体育倉庫外壁、用具庫新設、アスファルト舗装、樹木伐採です。

旧江田島小学校解体については、当初1月31日までを工期としておりましたが、難工事（杭の抜取）により、工期を3月31日までに延長、また、工法変更等により増額分が発生し変更契約となりました。これは国（財務局）に返還する際の条件として校舎、屋内運動場等すべて解体し「更地にして返還」となっているためです。

教育委員さんへの現地説明といたしまして、次回教育委員会議の後とさせていただきますと思います。

大 石
委員長

外には何かございますか。

重 川
次 長

失礼します、お手元の資料6につきましては、前回教育委員会会議後の各小中学校の学校便りを添付しておりますので、お読みください。

3月教育委員会議定例会の日程ですが、第3月曜日が祝日ですので、15日（火）に開催したいと思っておりますがいかがでしょうか。

それと先ほど学校教育課長の方からもありました、会議終了後に大柿中学校等現地にて学校建設経過についての報告説明をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

大 石
委員長

みなさん3月の定例会の日程及び、現地視察について事務局からの提案とおりでよろしいでしょうか

全 員

よろしいです。

大 石
委員長

それでは、3月の定例会は15日の火曜日に、会議終了後は大柿中学校等現地視察ということで、みなさんよろしく申し上げます。以上で会議は終了です。お疲れさまでした。

全 員

お疲れさまでした。

— 閉会 午後 11時30分 —

平成23年 2月22日

会議録署名 教育委員長

教育委員

会議録作成者 総務係

